

令和4年度 青梅市予算執行方針

令和4年度予算については、「既存事業の評価により、目標達成に向けた手法の見直しを行うとともに、市が直面する様々な課題に対し果敢に対処し、「新たな日常」のもと、誰もが安心して生き生きと暮らせる「活力ある青梅」の実現を目指す予算」とし、「1. 総合長期計画等の推進」、「2. 重点事業への取組」、「3. 持続可能な財政運営の確立」の3つの基本方針のもとに編成を行い、財政規模は前年度比17億円の増となる、534億円となった。

本市を取り巻く財政環境は不透明な状況にあり、引き続き厳しい財政運営を強いられることが予想される中、新型コロナウイルス感染症対策や人口減少、少子高齢化への対応、激甚化する災害への備え、地球温暖化対策などについて積極的に予算化を図ったところであり、これらの政策を着実に展開していくことが求められる。

このような状況を踏まえ、令和4年度予算の執行に当たっては、職員一人ひとりが今まで以上にコスト削減など効率的な執行に取り組むことはもとより、各事業に掲げた目的の達成に向け、事業の進め方や成果を検証、評価することを通じて不断の見直しを行い、第7次総合長期計画の初年度となる令和5年度予算編成につなげていくこと。

また、常に国や都の政策動向の把握に努め、執行段階においても遺漏なく財源を模索し、その獲得に全力を挙げること。

なお、詳細については、下記のとおりとする。

記

1 一般事項

- (1) 「青梅市予算事務規則」、「青梅市会計事務規則」、「青梅市契約事務規則」等関係規程を遵守し、適正な予算執行に努めること。
- (2) 行政のデジタル化に積極的に取り組むことにより、業務の効率化、市民の来庁機会を減らすなど市民サービスの向上を図ること。
- (3) 投資的事業については、起工段階において、コストの更なる縮減を図ること。また、4月1日付け企画部長事務連絡「投資的事業進行管理要領」にもとづき、景気対策、地域経済活性化の観点からも、起工および発注については、できる限り早期に行うこと。

なお、事故繰越しは、避けがたい事故（災害）のため年度内に支出が終わらなかつたもののみが対象であることを十分留意すること。

- (4) 令和3年度から令和4年度への繰越明許については、的確な執行および早期完了に努めること。
- (5) 予算決算委員会や、監査委員による指摘事項（決算審査、定期監査および財政援助団体等監査）などの趣旨を踏まえ、市民に対する説明責任を果たせるよう、適正な執行に努めること。
- (6) 予算執行時において、事業内容の変更や新たな予算措置が必要となった場合、また工事の遅れなどで事業の年度内完了が見込めない事態が発生した時は、必ず事前に財政課長と協議すること。
- (7) 市の特性や強みなどセールスポイントを常に念頭に置き、業務に取り組むとともに、セクションを超え連携・協力し効果的な情報や魅力の発信に努めること。
- (8) 働きやすい職場環境となるよう心掛けるとともに、国が推進する「働き方改革」の趣旨を鑑み、業務内容の見直しや職員間の業務量の平準化に取り組み、時間外勤務の抑制に努めること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症に関しては、市民生活と地域経済に与える影響の把握および、国や都の財政措置等の情報収集に努めること。

また、イベント等の実施に当たっては、市民の安全と安心を最優先し、新型コロナウイルス感染症対策本部等の方針にそって対応すること。

2 歳入に関する事項

- (1) 市税については、課税客体の的確な把握に努め、異動処理等における調定の早期化を図ること。
- (2) 市税および国民健康保険税等の徴収については、現年課税分の納期内納入とともに、収納率の向上に努めること。

また、滞納整理による執行停止および不納欠損等については、納期限の通知、督促状の発行等の事務処理についても関係法令を遵守し適正に行うこと。

- (3) 各種負担金・使用料等については、納期内納入に努め、未収金が発生しているものについては、早期の回収に努めること。
- (4) 従来から一般財源で実施している事業については、他団体における

財源確保の取り組み状況など情報を積極的に収集し、当初予算の歳入に未計上であっても、可能な限り財源の確保に努めること。

- (5) 補助金等の交付申請において、会計年度任用職員報酬等が対象経費に含まれる場合には、対象の会計年度任用職員にかかる「期末手当」、「社会保険料」および「健康診断委託料」を職員課等に確認の上、遺漏なく計上すること。

3 歳出に関する事項

- (1) 国や都の施策見直し等により、補助金などの特定財源が当初見込みよりも減額される見通しとなった場合には、原則として当該事業は、縮減あるいは執行停止とする。
- (2) 補助金等の交付に当たっては、「補助金交付規則」などにより、補助の目的、内容を明確にし、透明性の確保を図り適正に執行すること。
交付申請書、実績報告書については、遅滞なく提出されるよう指導を徹底すること。また、報告にかかる会計経理、使途、効果等について、必要となる書類の提出を求め、ヒアリング、現地調査など、適正な審査を実施し、検証すること。特に運営費等への補助で繰越金があるものについては、補助の必要性等を確認すること。
- (3) 事務の効率化や見直しなどに留意し、創意工夫により経費の削減等が見込めるものについては、年度途中であっても積極的に取り組むこと。
- (4) 予算の執行残額は、原則として減額補正を行うこととする。入札により生じた契約差金については、原則として他の使途への流用は認めない。
- (5) 支出負担行為、支払い事務の処理等の手続は、別添「支出負担行為等手続の注意事項」を遵守し、適正な伝票処理に努めること。

以 上